

I

はじめに

1 人口ビジョン策定の目的

わが国では、平成 20 年（2008 年）を境に「人口減少時代」に突入しています。このままの状況で推移すると、令和 30 年（2048 年）前後にはわが国の人口が 1 億人を割り込み、6 割以上の居住地域で人口が半分以上に減少し、2 割の地域で無居住化するとの推計もあります。

このように、地域社会の維持が重大な局面を迎える中、平成 26 年（2014 年）11 月、まち・ひと・しごと創生法が制定されました。これは、大都市圏への人口の過度な集中を是正するとともに、地方における人口の減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、国と地方自治体それぞれが計画を策定し、その計画に基づいた取り組みを進めていくことを目的とした法律です。

国は、同法に基づき、令和 42 年（2060 年）までの将来人口推計を示し、今後目指すべき方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（長期ビジョン）と、令和元年度（2019 年度）までの当面 5 年間の具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定しました。

このため、本町においても、「まち・ひと・しごと創生」に総合的に取り組むため、国の長期ビジョンに対応した「大泉町人口ビジョン」と、国の総合戦略に対応した「大泉町総合戦略」を策定し、人口の減少に歯止めをかけ、活力ある地域社会を維持していくための施策を重点的に推進していきます。

2 人口ビジョンの位置づけ

大泉町人口ビジョンは、本町における人口の推移と現状を分析するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示し、人口に関する地域住民の認識を共有するために策定するものです。また、大泉町総合戦略の実現に向けて、効果的な施策を企画立案するうえでの重要な基礎資料となります。

3 計画期間

計画期間は平成 27 年（2015 年）から令和 42 年（2060 年）までとします。

ただし、「大泉町総合戦略」の計画期間満了により、「第二期大泉町総合戦略」の策定に合わせて、令和 2 年（2020 年）3 月に、元号の変更を含めて一部見直しを行いました。